

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正

一 歳費月額削減

議長、副議長及び議員の歳費月額を、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、当分の間、三割削減すること。 (附則第十五項関係)

二 期末手当の額の削減

議長、副議長及び議員の期末手当の額を、一の適用がある間、五割削減すること。

(附則第十六項関係)

三 平成二十二年十二月の期末手当の国庫返納に係る公職選挙法の適用除外

議長、副議長若しくは議員又はこれらの者であった者が平成二十二年十二月に受けたその者の期末手当の額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、公職選挙法第九十九条の二（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこと。 (附則第十七項関係)

四 歳費及び文書通信交通滞在費の日割支給

議長、副議長及び議員は、当該議長、副議長及び議員となった日からその身分を失った日まで歳費及び文書通信交通滞在費を受けること。ただし、死亡又は衆議院の解散の場合には、その当月分までの歳費及び文書通信交通滞在費を受けること。 (第二条から第四条の二まで関係)

第二 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正

秘書の給料は、採用の日から退職の日まで支給すること。ただし、議員の死亡若しくは衆議院の解散による秘書の退職又は秘書の死亡の場合には、その月まで支給すること。 (第十二条関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、第一の三は公布の日から、第二は公布の日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の初日（公布の日から起算して三月を経過した日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。 (附則関係)

二 その他所要の規定を整備すること。